

令和5年度

十勝中部広域水道企業団
経営健全化審査意見書

十勝中部広域水道企業団監査委員

十中水監査第17号
令和6年10月24日

十勝中部広域水道企業団
企業長 米 沢 則 寿 様

十勝中部広域水道企業団
監査委員 川 端 洋 之
監査委員 秋 田 勝 利

令和5年度十勝中部広域水道企業団経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

令和5年度十勝中部広域水道企業団経営健全化審査意見

第1 審査の対象

令和5年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

※当会計は、地方公営企業法適用企業に係る特別会計である。

第2 審査の期間

令和6年7月31日から令和6年10月21日まで

第3 審査の方法

経営健全化審査に当たっては、十勝中部広域水道企業団監査基準に準拠し、企業長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数の正確性を検証するとともに、適正に算定されているかどうかの主眼を置いて審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された、次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数は正確であり、いずれも適正に算定されているものと認められた。

記

(単位：%)

会計名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和5年度	令和4年度	
水道用水供給事業会計	—	—	20.0

※資金不足比率については、資金不足額がないため「—」で表示している。

【資料編】

1 資金不足比率の算定式と数値

(1) 資金不足比率

水道用水供給事業会計の資金不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金不足額 = 流動負債等 - 流動資産等

ア：流動負債等（流動負債－控除企業債等（注1））

イ：流動資産等（流動資産－控除財源（注2））

（注1）控除企業債等とは、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額

（注2）控除財源とは、令和5年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、令和6年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入

事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

◎水道用水供給事業会計の年度別決算数値

(単位:千円・%)

項目 年度	流動負債 A	控除企業債等 B	流動資産 C	控除財源 D	資金不足額 (A-B)-(C-D)	事業の規模	資金不足 比 率
令和5年度	523,641	418,813	748,443	0	△ 643,615	1,104,409	—
令和4年度	572,837	486,727	591,753	0	△ 505,643	1,113,192	—
増△減	△ 49,196	△ 67,914	156,690	0	△ 137,972	△ 8,783	

（注1）資金不足額の△(マイナス)表示は、資金の剰余を表す。

（注2）資金不足比率は、資金不足額がない場合、「—」で表示している。

◎事業の規模の内訳

(単位:千円)

項目 年度	営業収益の額 A	受託工事収益の額 B	事業の規模 A-B
令和5年度	1,104,409	0	1,104,409
令和4年度	1,113,192	0	1,113,192
増△減	△ 8,783	0	△ 8,783

2 用語解説

公営企業（法適用企業・法非適用企業）

公営企業とは、地方公共団体が経営する企業であり、地方公営企業の規定の全部又は一部を適用する法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類される。

十勝中部広域水道企業団が経営している水道用水供給事業は、法適用企業に該当する。

資金不足比率

地方公共団体の公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、自主的な努力による経営健全化が求められる。

資金不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については、流動負債等の額から流動資産等の額を控除した額を基本としている。